



新型コロナウイルス（Covid-19）のインドネシアの事業への影響【税軽減措置編】

インドネシアでは、大統領決定2020年11号において、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出されている。日系企業が多く集まる首都ジャカルタにおいても、ジャカルタ州知事決定2020年337号において、緊急事態宣言が発令されている¹。

また、インドネシア各地において、大規模な社会的活動の制限（PSBB：Pembatasan Sosial Berskala Besar）が実施されている。PSBBとは、「新型コロナウイルスの罹患が疑われる一定の地域において新型コロナウイルスの蔓延の可能性を阻止するため、住民の一定の活動を制限すること」と定義されている（健康大臣規則2020年9号1条1項）。PSBBは、各地方政府が健康大臣の同意を得て実施するものとされている（政府規則2020年21号2条1項）。

PSBBにより各企業の事業活動に制約が生じ、業績が悪化する事態が生じている。これを受けて、各企業は事業継続のため、従業員の解雇や給与減額等を実施する必要性が生じている場合がある。また、PSBB等による企業への影響を軽減するため、インドネシア政府はさまざまな企業援助措置を講じている。その一つが、税軽減措置である。

本稿では、ジャカルタにおいて実施されているPSBBのうち、企業の事業活動に影響するものについて紹介した上で、インドネシア政府が講じている税軽減措置について説明する。

1. ジャカルタにおいて実施されている PSBB の内容

ジャカルタにおけるPSBBの内容は、ジャカルタ州知事規則2020年33号に規定されている。ジャカルタにおけるPSBBは、①学校教育、②就業場所での労働、③礼拝等、④公共施設での活動、⑤社会・文化活動、⑥交通手段を用いた人の移動に関して実施されるものとされている（5条4項）。以下では、これらのうち、企業の活動への影響が大きい就業場所での労働について説明する。

PSBBの実施期間中は、就業場所・オフィスにおける労働を一時的に停止するものとされている（ジャカルタ州知事規則2020年33号9条1項）。就業場所・オフィスにおける労働が一時的に停止されている間は、自宅勤務体制としなければならないとされている。ただし、以下の事業セクターに属する企業は、その例外とされており（ジャカルタ州知事規則2020年33号10条1項）、就業場所・オフィスにおける労働を引き続き実施することができると考えられる。

- 医療

¹ ジャカルタ州知事決定 2020 年 337 号において、緊急事態宣言の期間は 2020 年 4 月 2 日までとされており、その後ジャカルタ州知事決定 2020 年 361 号において 2020 年 4 月 19 日まで延長され、ジャカルタ州知事決定 2020 年 414 号において特段の期限を示すことなく延長されている。

- 飲食品
- エネルギー
- 通信及び情報技術
- 金融
- 物流
- ホテル
- 建設
- 戦略的に重要な産業
- 基本的なサービス、公共ユーティリティー等
- 生活必需品

上記の例外に属する企業は、以下の措置を講じなければならないとされている。PSBB違反に対しては、刑罰を含む制裁が課され得るとされており（27条）、PSBB期間中に就業場所での労働を実施する各企業においては、下記の措置を遵守することが望ましいと考えられる。

- 労働における人的交流の制限
- 新型コロナウイルスに感染した場合に重篤な結果を生じる可能性のある以下の者につき、就業場所における労働を制限すること
 - 高血圧の者
 - 心臓病患者
 - 糖尿病患者
 - 肺に病気を有する者
 - がん患者
 - 妊婦
 - 60歳以上の者
- 新型コロナウイルス蔓延防止のための以下のプロトコルの実施
 - 就業場所が清潔・衛生的であることを確保すること

- 最寄りの医療機関との間で緊急時の処置のための協力体制を有すること
- 従業員の免疫向上のため、ワクチン、ビタミン、追加の栄養を提供すること
- 就労場所に入る従業員の体温を確認し、就業場所で労働する従業員が発熱・発病していないことを確認すること
- 石鹸を用いた手洗い、サニタイザーの使用を義務付けること
- 従業員同士の距離を最低1メートル以上に保つこと
- 新型コロナウイルス蔓延防止に関する情報やガイドラインを周知すること
- 就業場所で新型コロナウイルスを発症した従業員がいる場合には、当該就業場所での労働を最低14日間停止し、就業場所・施設・備品等の消毒措置を講じ、発症した従業員と接触のあった従業員の隔離措置を講じること等

2. 税軽減措置

インドネシアにおいては、新型コロナウイルス蔓延による企業収益への悪影響防止等のため、さまざまな税優遇措置がとられている。これらの税優遇措置には、例えば以下のようなものがある。

- 財務大臣規則2020年44号（21条所得税、輸入に関する22条所得税、25条所得税等²に関する軽減措置）
- 財務大臣規則2020年34号（新型コロナウイルス対策に必要な物資の輸入に関する税優遇措置）
- 財務大臣規則2020年31号（保税地域運営者等や、KITE企業に対して、特別の優遇措置）

上記の多くは輸入時の諸税に関するものであるため、まず、インドネシアの輸入制度のうち、上記各規則の内容を理解する上で必要と思われる事項について説明する。その上で、上記各規則について主な内容を紹介する。

（1）インドネシアの輸入制度概要

インドネシアにおいて輸入を行う際には、関税、輸入に関する22条所得税³、増値税・奢侈品販売税が課される。これらの諸税は、輸入通関時に課されるのが原則である。もっとも、これら諸税の支払

² インドネシアにおいて所得税法上、所得税の徴収・納付の方法が定められており、それらが規定されている所得税法の条文番号に従い、「21条所得税」、「22条所得税」、「25条所得税」という呼び方がされている。

³ 輸入に関する22条所得税とは、輸入等を行う際の前払い所得税である（所得税法22条）。

いを延期等する制度として、保税蔵置場（保税地域、保税倉庫、保税物流センター）制度や、KITE制度等が設けられている。

保税蔵置場制度とは、保税状態で輸入品等を保管する制度である（政府規則2009年32号（政府規則2015年85号により改正（以下「政府規則2015年85号」という）1条1項）。保税蔵置場には、保税地域、保税倉庫、保税物流センター等が含まれる（政府規則2015年85号2条1項）。輸入諸税の支払いは、輸入品等が保税蔵置場に持ち込まれる際には行われず、これらが保税蔵置場外の国内で販売される等の際に行われる。

また、KITE制度とは、「輸出目的による輸入の簡便化」（Kemudahan Impor Tujuan Ekspor）のインドネシア語の頭文字であり、加工、組み立て、取り付け等を行った後に再輸出することを目的とした原材料等の輸入につき、関税や増値税等を徴収しない制度である（財務大臣規則2018年160号2条2項等）。

（2）財務大臣規則 2020 年 44 号

i. 21条所得税の軽減

21条所得税とは、インドネシア国内の個人が労働、サービス提供等の対価として取得する収入に対して課される所得税であり、雇用主による源泉徴収の方法で支払われるものである（所得税法21条）。

財務大臣規則2020年44号において、従業員が以下の要件を満たす場合には従業員が負担すべき21条所得税をインドネシア政府が負担するものとされている（財務大臣規則2020年44号2条2項、3項）。インドネシア政府が負担する21条所得税は、雇用者から従業員に対して現金で支払われる（財務大臣規則2020年44号2条5項）。これにより、企業側の実質的な負担なく、従業員の手取りが増えることになる。

- 雇用主が以下のいずれかを満たすこと
 - 財務大臣規則2020年44号別紙に列挙されているKBLI番号を取得していること
 - KITE企業としての認定を受けていること
 - 保税地域運営ライセンス等を保有していること
- 従業員が納税者番号（NPWP）を有していること
- 従業員の年間の給料が2億ルピアを超えないこと

KBLI番号とはインドネシアで採用されている事業分類番号である。企業は、ビジネスライセンスを取得する際に、該当するKBLI番号を選択する。KBLI番号はビジネスライセンスに記載される。別紙に記載されているKBLI番号をみると、製造業に加えて一定の卸売、小売、建設、ホテル、レスト

ラン等の幅広い業種が含まれている。

上記の軽減措置は、2020年4月から2020年9月までの期間に適用されるものとされている（財務大臣規則2020年44号2条9項）。

ii. 輸入に関する22条所得税の軽減

輸入に関する22条所得税とは、輸入等を行う際の前払い所得税である（所得税法22条）。輸入については、外貨取扱銀行（Bank Devisa）または財務省関税総局（Direktorat Jenderal Bea dan Cukai）が源泉徴収者とされている（財務大臣規則2017年34号（財務大臣規則2018年110号により改正）（以下「財務大臣規則2018年110号」という）。輸入に関する22条所得税は、関税支払いの際に合わせて支払われる必要がある（財務大臣規則2018年110号4条1項）。

財務大臣規則2020年44号においては、納税義務者が以下の要件を満たす場合には、輸入に関する22条所得税の徴収は免除されるものとされている（財務大臣規則2020年44号9条3項）。

- 財務大臣規則2020年44号別紙に列挙されているKBLI番号を有すること
- KITE企業としての認定を受けていること
- 保税地域運営ライセンス等を保有していること

上記の軽減措置は、2020年9月30日までの間適用されるものとされている（財務大臣規則2020年44号9条9項）。

別紙に記載されているKBLI番号をみると、製造業に加えて一定の卸売・小売・建設等は含まれているが、21条所得税や25条所得税の軽減措置とは異なり、ホテル・レストラン等は含まれていない。

iii. 25条所得税の軽減

25条所得税とは、前期の所得税額に基づき当期の所得税の前払いとして月次で納付するものを指す（所得税法25条）。

財務大臣規則2020年44号において、以下の要件を満たす者については25条所得税として毎月納付する額につき、30%の減額を行うものとされている。

- 財務大臣規則2020年44号別紙に列挙されているKBLI番号を取得していること
- KITE企業としての認定を受けていること
- 保税地域運営ライセンス等を保有していること

別紙に記載されているKBLI番号をみると、製造業に加えて一定の卸売、小売、建設、ホテル、レストラン等の幅広い業種が含まれている。

上記の軽減措置は、2020年9月まで適用されるものとされている。

(3) 財務大臣規則 2020 年 31 号

i. 保税地域運営者等に対する優遇措置

保税地域から関税領域内に販売を行う場合であっても、当該年度の国内販売枠を減少させないものとされている（財務大臣規則2020年31号2条）。

保税地域から国内への販売は、原則として前年売上の50%までとされている（財務省関税総局長規則2018年19号42条1項）。それ以外については、輸出に充てなければならぬのが原則である。上記軽減措置は保税地域運営者等が国内販売枠に拘束されずに国内販売を行うことを可能にするものであり、保税地域運営者等の経営の自由度を高めるものであると考えられる。

ii. KITE企業に対する優遇措置

KITE企業が関税領域内から加工等を行った後に再輸出を行う目的で物を仕入れる場合には、増値税や奢侈品販売税は課されないものとされている（財務大臣規則2020年31号5条1項）。当該優遇措置は、輸出が100%のKITE企業に適用されるものとされている（財務大臣規則2020年31号5条2項）。

KITE企業は、KITE優遇措置として輸入品及び保税蔵置場等からの仕入品については増値税・奢侈品販売税が免除されている（財務大臣規則2018年160号2条2項）。もっとも、これら以外の仕入品については増値税・奢侈品販売税を支払わなければならないのが原則である。上記軽減措置は輸入品や保税蔵置場等からの仕入品以外についても、KITE企業が仕入れる物について増値税・奢侈品販売税を免除することで優遇措置の範囲を拡大するものであると考えられる。

(4) 財務大臣規則 2020 年 31 号

財務大臣規則2020年31号においては、新型コロナウイルス対策に用いるための輸入品について関税、増値税・奢侈品販売税、22条所得税の支払義務を免除するものとされている（財務大臣規則2020年31号2条1項）。また同様の優遇措置は、保税地域、保税倉庫、自由貿易区、特別経済区等から国内への販売や、KITE企業による販売にも適用されるものとされている（財務大臣規則2020年31号2条4項）。

Author

Counsel

井上 諒一 Ryoichi Inoue

ryoichi.inoue@miura-partners.com



三浦法律事務所
Miura & Partners

Public Relations
Miura & Partners

info@miura-partners.com

+81-3-6270-3555

www.miura-partners.com